

改正	昭和29年 7月26日	昭和32年 1月25日
	昭和33年 4月22日	昭和35年 9月20日
	昭和36年 9月20日	昭和37年 5月21日
	昭和49年11月20日	昭和51年 9月20日
	昭和52年 5月20日	昭和53年 3月20日
	昭和54年 5月21日	昭和58年 9月20日
	昭和59年 7月20日	昭和59年 9月20日
	昭和61年 5月29日	昭和62年 7月20日
	昭和63年 1月20日	平成元年 1月20日
	平成 2年 3月20日	平成 3年 7月22日
	平成 5年 9月20日	平成 7年 1月20日
	平成10年 3月20日	平成10年11月17日
	平成11年 3月17日	平成11年 5月28日
	平成11年 7月21日	平成13年 1月22日
	平成15年 3月20日	平成15年 5月28日
	平成15年 5月28日	平成16年 5月27日
	平成16年 7月20日	平成18年 3月20日
	平成19年 5月25日	平成19年 9月20日
	平成20年 1月21日	平成20年11月18日
	平成23年5月27日	

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は慶應義塾と称する。

(目的)

第2条 慶應義塾は教育を目的とする。

慶應義塾は私立学校法による学校法人とする。

(設置する私立学校の名称)

第3条 慶應義塾は次の学校を設置する。

1 慶應義塾大学

文学部

人文社会学科

経済学部

経済学科

法学部

法律学科

政治学科

商学部

商学科

医学部

医学科

理工学部

機械工学科

電子工学科

応用化学科
物理情報工学科
管理工学科
数理科学科
物理学科
化学科
システムデザイン工学科
情報工学科
生命情報学科
総合政策学部
総合政策学科
環境情報学部
環境情報学科
看護医療学部
看護学科
薬学部
薬学科
薬科学科
薬学科（旧課程）
医療薬学科（旧課程）

通信教育部

2 慶應義塾大学大学院

文学研究科
経済学研究科
法学研究科
社会学研究科
商学研究科
医学研究科
理工学研究科
政策・メディア研究科
健康マネジメント研究科
薬学研究科
経営管理研究科
システムデザイン・マネジメント研究科
メディアデザイン研究科
法務研究科（法科大学院）

3 慶應義塾高等学校（全日制の課程）普通科

4 慶應義塾志木高等学校（全日制の課程）普通科

5 慶應義塾女子高等学校（全日制の課程）普通科

6 慶應義塾湘南藤沢高等部（学校教育法による高等学校・全日制の課程）普通科

7 慶應義塾普通部（学校教育法による中学校）

8 慶應義塾中等部（学校教育法による中学校）

9 慶應義塾湘南藤沢中等部（学校教育法による中学校）

10 慶應義塾幼稚舎（学校教育法による小学校）

11 慶應義塾外国語学校

（在外教育施設）

第3条の2 慶應義塾は附随事業として次の在外教育施設を設置する。

慶應義塾ニューヨーク学院（高等部）

（収益事業）

第3条の3 慶應義塾は、その収益を学校の経営に充てるため、不動産貸付業（土地貸付業およびビ

ル賃貸業)を行う。

(学術顕彰事業)

第3条の4 慶應義塾は、世界の医学・生命科学の発展に寄与する顕著且つ創造的な研究業績を挙げた研究者を顕彰するため、慶應医学賞の授与を行う。

(事務所の所在地)

第4条 慶應義塾の事務所は、東京都港区三田二丁目15番45号に置く。

(規約の改正，合併，解散)

第5条 次の事項は、理事会及び評議員会に於てそれぞれ全員の3分の2以上の同意を要する。

1 本規約の改正

2 慶應義塾の解散

3 他の学校法人若しくは私立学校法第64条第4項の法人との合併

(公告の方法)

第6条 慶應義塾がなすべき公告は、第4条に定める事務所に掲示して行う。

第2章 法人の管理

第1節 塾長

(塾長の地位，職務権限)

第7条 塾長は慶應義塾の理事長とし、慶應義塾大学学長を兼ねる。但し、塾長が学長を辞退したときは、別に大学に於てこれを選任する。

塾長は、この規約並びに理事会及び評議員会決議に基づき、一切の塾務を総理し、且つ塾務全般につき慶應義塾を代表する。

(塾長の選任)

第8条 塾長は、(1)評議員のうちから選ばれた者、(2)大学学長及び各学部長、及び(3)その他の慶應義塾関係者のうちから選ばれた者から成る委員会に於て選定された候補者につき、評議員会に於てこれを選任する。

前項の委員会に関する細則は、理事会及び評議員会に於て定める。この場合の理事会及び評議員会の議決については第5条の規定を準用する。

(塾長の任期)

第9条 塾長の任期は4年とし、再任されることができる。ただし、通算2期までとする。任期中の退任は理事会及び評議員会の議決による。

塾長が任期の満了又は辞任により退任した場合には、後任の塾長が就任するまで、なおその職務を執ることを要する。

第2節 常任理事

(常任理事会，常任理事の地位，職務権限)

第10条 常任理事は塾長を補佐し、塾長と共に常任理事会を構成する。常任理事会に関する事項の詳細については理事会で定める。

塾長は各常任理事に塾務を分掌させることができる。この場合には各常任理事はその分掌する常務について慶應義塾を代表する。

塾長に差支えがあるときは、予め塾長が定めた順位に従い、常任理事のうちの1名が臨時に塾長を代理する。

(常任理事の員数，選任，終任)

第11条 慶應義塾に10名以内の常任理事を置く。

常任理事は、第8条第1項の委員会の承認を得て、塾長が推薦した者につき評議員会の議決によりこれを選任する。

常任理事は、これを推薦した塾長と共に終任する。但し後任の塾長及び常任理事が就任するまで、なおその職務を執ることを要する。

塾長は何時でも常任理事を解任することができる。

第3節 理事会

(理事会の構成)

第12条 慶應義塾に理事会を置き、理事を以てこれを構成する。

理事は次の各号に掲げる者とする。

- 1 塾長
- 2 常任理事
- 3 評議員会に於て互選された者 12名以内（第19条第2項第1号の評議員を除く）
- 4 大学学長及び各学部長
- 5 大学以外の学校長のうちから互選された者 1名
- 6 塾監局長，但し，常任理事が塾監局長を兼ねるときは，次席の職員 1名

前項各号の理事は他の各号の理事の資格を兼ねることはできない。但し第7条第1項による兼任はこの限りではない。

第2項第3号の理事は，第19条第2項第2号から第4号までに規定する評議員と共に終任する。但し，後任の理事が就任するまで，なおその職務を執ることを要する。

第2項第3号の理事が次の各号の一に該当するに至ったときは，理事総数の四分の三以上出席した理事会において，理事総数の四分の三以上の議決及び評議員会の議決により，これを解任することができる。

- 1 法令の規定又はこの規約に著しく違反したとき
- 2 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- 3 職務上の義務に著しく違反したとき
- 4 理事たるに相応しくない重大な非行があったとき

第2項第4号から第6号までに規定する理事は，大学学長若しくは各学部長，各学校長又は塾監局長の地位を喪ったときは退任する。

（理事会の権限）

第13条 理事会は一切の塾務執行につき決定の権限を有する。但し，常務について塾長及び常任理事が決定することができる。

第20条第1項に掲げる事項については，理事会は評議員会の決議に従うことを要する。

塾長は理事会に塾務に関する報告をすることを要する。

塾長は評議員会に提出しようとする議案につき，予め理事会の意見を聞くことを要する。

理事会は，必要に応じて委員会を置くことができる。

（理事の代表権）

第14条 塾長及び常任理事以外の理事は，慶應義塾を代表する権限を有しない。

（理事会の招集）

第15条 理事会は，原則として毎月1回塾長が招集する。

塾長は必要と認めたときは，前項の規定に拘らず何時でも理事会を招集することができる。その他の理事は，会議の目的たる事項を示して，理事会の招集を塾長に請求することができる。

理事会を招集するには，会日より7日前に各理事に対して，会議の目的たる事項を示して通知することを要する。但し，緊急の場合はこの限りでない。

（理事会の定足数，議事）

第16条 理事会は理事の過半数が出席し，理事の過半数の同意を以て一切の議決をする。但し，法令及びこの規約に別段の定めがあるときは，その定めによる。

塾長は理事会の議長となる。

理事会の議事については，議事録を作り，これに議事の経過の要領及びその結果を記載して，塾長はこれに署名又は捺印することを要する。

第4節 監事

（監事の職務権限）

第17条 監事の職務は次の通りとする。

- 1 慶應義塾の財産の状況を監査すること。
- 2 塾長，常任理事及び理事会の塾務執行の状況を監査すること。
- 3 前2号による監査の結果，不正の点あることを発見したとき，これを理事会及び評議員会に報告すること。
- 4 前号の報告をするため必要があるとき，塾長に対して評議員会の招集を請求すること。
- 5 慶應義塾の財産の状況又は塾長，常任理事若しくは理事会の塾務執行の状況について，理事会及び評議員会に出席して意見を述べること，また，毎会計年度，監査報告書を作成し，当該会計

年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

(監事の選任及び解任)

第18条 慶應義塾に監事2名又は3名を置き評議員会に於て選出し、塾長が任命する。

監事は第19条第2項第2号から第4号までに規定する評議員と共に終任する。但し、後任の監事が就任するまで、なおその職務を執ることを要する。

監事は理事、評議員又は法人の職員(この法人の設置する学校の教職員を含む)を兼ねることができない。

第12条第5項は、監事にこれを準用する。

第5節 評議員会

(評議員会の構成)

第19条 慶應義塾に評議員会を置き、95名以上101名以内の評議員を以てこれを構成する。

評議員は次の各号に掲げる者とする。

1 大学その他の学校の教職員のうちから互選された者 15名以上16名以内

2 慶應義塾大学学部又は大学院(義塾がかつて設置した高等部、大学附属医学専門部、獣医畜産専門学校および看護短期大学を含む)の正規の課程を卒業し、年齢25年以上の者で、且つ塾員原簿に登録されている者のうちから、塾員の投票によって選挙された者 28名以上30名以内

3 第2号の評議員の選挙に先立ち評議員会により選出された者 24名以上25名以内

4 第2号及び第3号の評議員によって塾員のうちから選挙された者 28名以上30名以内

前項第1号の評議員の任期は2年、第2号から第4号までに規定する評議員の任期は4年とする。但し補欠により評議員となった者の任期は前任者の残任期間とする。

第2項第1号の評議員は、その選挙された時の教職員の地位を退いたときは評議員の資格を失う。

第2項各号の選挙に関する細則は評議員会に於て定める。

(評議員会の権限)

第20条 次に掲げる事項は、評議員会の議決によって定めることを要する。

1 この規約で評議員会の議決を要するものとした事項

2 事業計画、予算、借入金(当該会計年度内の収入を以て償還する一時の借入金を除く)及び重要な資産の処分に関する事項

3 大学の学部、大学院、図書館、研究所、その他重要な施設の設置、分合、廃止

4 学事又は人事に関する規則であつて、収支に重大な影響のあるものの制定又は改廃

5 収益事業に関する重要事項

6 その他法人運営に関する重要事項で理事会が適当と認めたもの

評議員会は慶應義塾の業務若しくは財産の状況又は塾長若しくは常任理事の塾務執行の状況について、塾長又は常任理事に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は塾長、常任理事若しくは監事から報告を徴することができる。

(評議員会の招集)

第21条 評議員会は毎年5回以上塾長が招集する。

総員の5分の1以上に当る評議員は、会議の目的たる事項を示して、評議員会の招集を塾長に請求することができる。この場合には塾長はその請求のあつた日から20日以内に評議員会を招集しなければならない。第17条第4号の規定により監事からその請求があつたときも同様とする。

評議員会を招集するには、会日の2週間前に、各評議員に対し、会議の目的たる事項を記載した招集の通知を発することを要する。

(評議員会の定足数、議事)

第22条 評議員会は評議員の過半数が出席しその過半数の同意を以て一切の議決をする。但しこの規約に別段の定があるときは、その定による。

前項の場合において、評議員会に附議される事項につき、書面をもって予め意思を表示した者は、出席者とみなす。

出席者の意見が可否同数のときは、議長が決するところによる。但し、この場合、議長は評議員として議決に加わらないものとする。

評議員会の議長は評議員会に於て互選によって定める。議長に差支えがあるときは、出席した評議員のうちから臨時議長を互選する。

理事，監事及び各学校長は評議員会に出席して意見を述べるができる。評議員会招集の通知は理事，監事及び各学校長に対しても，これを発することを要する。

評議員会の議事については議事録を作り，これに議事の経過の要領及びその結果を記載して，議長及び出席した塾長又は常任理事がこれに署名又は捺印することを要する。

第6節 役員等の待遇

(役員等の待遇)

第23条 塾長及び常任理事は有給とする。

その他理事，監事及び評議員は名誉職とする。但しその職務を行うため必要な費用の弁償を受けることができる。

第7節 資産及び会計

(資産の区分，管理処分)

第24条 慶應義塾の資産は，財産目録記載の通りとする。

慶應義塾の資産は，これを分けて基本財産，運用財産及び収益事業用財産とする。

基本財産は，慶應義塾の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし，財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

運用財産は，慶應義塾の設置する学校の経営に必要な財産とし，財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

収益事業用財産は，慶應義塾の収益を目的とする事業に必要な財産とし，財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。

慶應義塾の資産は，この規約の定めるところにより塾長が管理処分する。但し，法令の規定による基本財産の処分の中第20条第1項第2号の規定による必要のないものは理事の3分の2以上の同意を得なければならない。

(会計)

第25条 慶應義塾の会計は，学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という）に区分するものとする。

慶應義塾の会計年度は4月1日に始まり，翌年3月31日に終る。

塾長は毎会計年度終了後2か月以内に評議員会を招集し，これに財産目録，貸借対照表及び収支計算書を提出して，その承認を求めなければならない。

塾長は前項に掲げる書類を前項の評議員会の会日の5日前までに作成しなければならない。

監事は前項の書類を監査して，その意見を評議員会に報告しなければならない。

塾長は，事業報告書を毎会計年度終了後2か月以内に作成し，事業の実績を評議員会に報告してその意見を求めなければならない。

塾長は第3項に掲げる書類及び事業報告書並びに監査報告書を常に事務所に備え置き，慶應義塾の設置する学校に在学する者その他利害関係人から請求があった場合には，正当な理由がある場合を除き，これを閲覧に供しなければならない。

収益事業会計の決算上生じた利益金は，学校会計に繰り入れなければならない。

第3章 社頭及び塾員

(社頭)

第26条 慶應義塾に社頭を置くことができる。社頭は1名とし塾員のうちから理事会及び評議員会の議決により推薦する。

(塾員)

第27条 次の各号の一にあたる者をもって塾員とする。

- 1 慶應義塾大学学部又は大学院の正規の課程を卒業した者
- 2 慶應義塾がかつて設置した高等部，大学附属医学専門部，獣医畜産専門学校および看護短期大学の正規の課程を卒業した者
- 3 社頭の特選した者，社頭空位ときは評議員会の議決により特選した者

この塾員の特選に関する規則は別に定める。

塾員たる名誉を毀損する行為があったときは，社頭（社頭空位ときは塾長）は理事会及び評議員会の議決を経て，塾員を除名することができる。

塾員が慶應義塾の設置する大学及び大学院に在学するときは，その在学中塾員としての資格を停

止する。

第4章 解散

(残余財産の帰属)

第28条 慶應義塾解散の場合には残余財産として、次に掲げる土地を、その寄附者と最も縁故の深い者のうち、教育の事業を行うものに帰属せしめる。

- | | | | | |
|---|------------------|---|------|-----------------------|
| 1 | 東京都港区三田二丁目202番 1 | 4 | 学校敷地 | 41,197.65平方メートル |
| | | | 宅地 | 797.38平方メートル |
| | | | | 計41,995.03平方メートル |
| | | | | (内崖地5,233.38平方メートル) |
| 2 | 東京都港区三田二丁目126番 | | 学校敷地 | 3,209.02平方メートル |
| 3 | 東京都港区三田二丁目131番 1 | | 学校敷地 | 245.65平方メートル |

前項に掲げる土地のほか残余財産があるときは、前項に掲げる土地の帰属すべき者又は私立学校その他教育の事業を行う者のうちから、最も適わしいものを選定して、その財産を帰属せしめる。

前2項の規定により残余財産を処分するには、清算人は評議員会の議決を経ることを要する。

付 則

この改正規約の効力発生の際、現に、この改正規約の趣旨に従って選任された塾長、常任理事、その他の理事又は監事たる者は、この改正規約により後任者が選任されるまで、この改正規約による塾長、常任理事、その他の理事又は監事とみなし、その職務を行うものとする。

この改正規約の効力発生の際、現にこの改正規約の趣旨に従って選挙された評議員たる者は、この改正規約による評議員とみなす。

この改正規約効力発生の際、現に塾員たる者は、この改正規約による塾員とみなす。

慶應義塾が法令の規定によってなすべき公告として、この改正規約の施行(平成20年4月1日)以前に時事新報又は産経新聞に掲載した公告は、この改正規約施行後も慶應義塾の公告とする。

付 則(昭和29年7月26日)

この規約は、昭和29年7月26日から施行する。

付 則(昭和32年1月25日)

この規約は、昭和32年1月25日から施行する。

付 則(昭和33年4月22日)

この規約は、昭和33年4月22日から施行する。

付 則(昭和35年9月20日)

この規約は、昭和35年9月20日から施行する。

付 則(昭和36年9月20日)

この規約は、昭和36年9月20日から施行する。

付 則(昭和37年5月21日)

この規約は、昭和37年5月21日から施行する。

この規約改正の際現に塾員である者はこの改正規約による塾員とみなす。

付 則(昭和49年11月20日)

この規約は、昭和49年11月20日から施行する。

付 則(昭和51年9月20日)

この規約は、昭和51年9月20日から施行する。

付 則(昭和52年5月20日)

この規約は、昭和52年8月4日から施行する。

付 則(昭和53年3月20日)

この規約は、昭和53年3月24日から施行する。

付 則(昭和54年5月21日)

この規約は、昭和56年4月1日から施行する。

付 則(昭和58年9月20日)

この規約は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年7月20日)

この規約は、昭和59年12月22日から施行する。

附 則（昭和59年9月20日）

この規約は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年5月29日）

この規約は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年7月20日）

この規約は、昭和62年12月23日から施行する。

附 則（昭和63年1月20日）

この規約は、平成元年12月22日から施行する。

附 則（平成元年1月20日）

この規約は、平成2年3月27日から施行する。

附 則（平成2年3月20日）

この規約は、平成2年4月20日から施行する。

附 則（平成2年3月20日）

この規約は、平成2年8月30日から施行する。

附 則（平成3年7月22日）

この規約は、平成3年11月13日から施行する。

附 則（平成5年9月20日）

この規約は、平成6年3月16日から施行する。

附 則（平成7年1月20日）

この規約は、平成7年5月1日から施行する。

附 則（平成7年1月20日）

この規約は、平成7年12月22日から施行する。

附 則（平成10年3月20日）

平成10年7月7日文部大臣認可のこの規約は、平成10年11月1日から施行する。

附 則（平成10年11月17日）

この規約は、文部大臣認可の日（平成11年3月23日）から施行する。

附 則（平成11年3月17日）

この規約は、文部大臣認可の日（平成11年10月22日）から施行する。

附 則（平成11年5月28日）

この規約は、文部大臣の認可の日（平成11年12月22日）から施行する。

附 則（平成11年7月21日）

この規約は、文部大臣の認可の日（平成12年12月21日）から施行する。

附 則（平成13年1月22日）

この規約は、文部科学大臣の認可の日（平成13年8月1日）から施行する。

附 則（平成15年3月20日）

この規約は、文部科学大臣の認可の日（平成15年11月27日）から施行する。

附 則（平成15年5月28日）

この規約は、平成15年5月28日から施行する。

附 則（平成15年5月28日）

この規約は、文部科学大臣の認可の日（平成15年8月8日）から施行する。

附 則（平成16年5月27日）

この規約は、文部科学大臣の認可の日（平成16年11月30日）から施行する。

附 則（平成16年7月20日）

この規約は、文部科学大臣の認可の日（平成16年11月8日）から施行する。

附 則（平成18年3月20日）

この規約は、文部科学大臣の認可の日（平成18年3月31日）から施行する。

附 則（平成19年5月25日）

平成19年9月28日文部科学大臣認可のこの規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月20日）

平成20年3月31日文科科学大臣認可のこの規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年1月21日）

平成20年3月31日文科科学大臣認可のこの規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年11月18日）

平成21年3月18日文科科学大臣認可のこの規約は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年5月27日）

この規約は、文科科学大臣の認可の日（平成23年11月21日）から施行する。